

仕様書

第1 件名

『木材特性を利用した木の町新木場の特産品・PR観光拠点創出事業「新木場UMIDOKO」』実施委託

第2 目的

東京・新木場地区は、木材の一大流通基地として運用をされてきた。その当時は、丸太が貯木場に浮き、材木商や製材所も盛んに活動をしており、その景色は、環境省「かおり風景100選」に選ばれるほどであったが、現在は、貯木場から丸太の姿は少なくなり、製材所等の数も減少している。

そこで、本事業では、新木場ならではの47都道府県の木を使用し、木本来の特性である「木の香り」や「木の浮力」を活かした特産品の開発やイベント等を実施し、「木の街・新木場」の魅力づくり、及び発信を行うことを目的とする。

なお、本事業は、特定非営利活動法人国産材（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月17日まで

第4 履行場所

（公財）東京観光財団が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～2月	特産品開発・イベント等の準備
9月～2月	PR / 広報媒体の制作等
10月頃	「UMIDOKO」第1回ウイークリーイベント等の実施、特産品の配布
11月～2月頃	「UMIDOKO」第2回ウイークリーイベント等の実施、特産品の配布
2月～3月	効果の検証・課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び本事業に関連する関係者からなる『木材特性を利用した木の町新木場の特産品・PR観光拠点創出事業「新木場UMIDOKO」』連携協議会（仮）（以下「連携協議会」という。）を立ち上げ、特産品開発・イベントの実施等について検討をしていく。なお、連携協議会は、4回程度実施予定とする。

受託者は、連携協議会開催の都度、（公財）東京観光財団及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 特産品の開発・配布

新木場ならではの、47都道府県の木のうち、いずれかの木を活用した木製燻製器等の製作、及び燻製器を使用し、「木の香り」を活用した特産品の開発及び配布を行うことし、10月実施予定のウイークリーイベントに間に合わせることをとする。

なお、特産品の内容は、企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。

(1) 内容案

- ① 47都道府県の木のうち、いずれかの木を活用した木製燻製器の製作
- ② 「木の香り」(チップ)等を活用した特産品の開発及び配布

サンプル製作数：3,000個程度

なお、特産品の配布に際し、アンケート調査を実施すること。アンケートの回答内容の結果について、次年度以降に役立つようニーズ分析等を行うこと。また、分析結果を踏まえ、企画提案者及び連携協議会にフィードバックすること。

3 イベントの企画・実施

都民や国内・外国人旅行者等に対し、「木の魅力」を紹介するイベントを実施すること。

(1) 開催時期等

時期等 : ① 10月頃の一週間程度
 ② 11月～2月頃のうち一週間程度

人数等 : 各回 500名程度の集客を想定

会場 : 江東区 新木場 貯木場周辺地域

(2) 内容

- ① 会場内に「いかだのプラットフォーム (UMIDOKO) 【3.0m×3.0m程度の大きさ、6名程度が乗ることが出来るいかだ】」を複数設置し、イベントに活用すること。
- ② 「木」の特性を活かしながら、体験型及び日本文化等を感じることが出来るようなイベント等を実施すること。
- ③ 実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ④ 英語対応が可能なスタッフ等を準備し、外国人もイベントを楽しめるようにすること。
- ⑤ イベントの実施にあたっては、ライフジャケット着用・イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。

4 イベント等の広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するとともに、ポスター、チラシ、ウェブサイト、特産品用のPOP等を作成するとともに、SNS等も活用し、広くイベント等の周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、外国人旅行者を意識し、必要な多言語化を行うとともに、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

5 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベント参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、次年度以降の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び連携協議会にフィードバックすること。

6 『木材特性を利用した木の町新木場の特産品・PR 観光拠点創出事業「新木場 UMIDOKO」』のツールブック（仮）の作成

5における検証を通じて整理された商品造成等への課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 70.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 R マーク：原則として、再生紙使用マーク（R マーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

7 報告書類の提出

受託者は、1 から 7 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については（公財）東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。また、作成に際しては、次年度の事業計画実施に際して参考となる内容も含むこと。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 特産品の開発・配布について

3 イベントの企画・実施について

4 イベント等の広報PRについて

5 実施結果及びアンケート結果

- 6 事業の成果
- 7 今後の課題
- 8 今後の展開
- 9 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項6『『木材特性を利用した木の町新木場の特産品・PR 観光拠点創出事業「新木場 UMIDOKO」』』のツールブック（仮）の作成の「その他」右欄に同じ

（2）事業実施報告書概要版

記載内容については（公財）東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 事業の成果
- 4 今後の課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項6『『木材特性を利用した木の町新木場の特産品・PR 観光拠点創出事業「新木場 UMIDOKO」』』のツールブック（仮）の作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|--|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 『木材特性を利用した木の町新木場の特産品・PR観光拠点創出事業「新木場UMIDOKO」』のツールブック（仮） | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、（公財）東京観光財

団に協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は（公財）東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) （公財）東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、（公財）東京観光財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに（公財）東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成29年8月から平成30年3月までの間、（公財）東京観光財団に対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、（公財）東京観光財団と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と（公財）東京観光財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を（公財）東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、（公財）東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。

- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに（公財）東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、（公財）東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、（公財）東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、（公財）東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、（公財）東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する（公財）東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は（公財）東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、（公財）東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課

東京都新宿区山吹町3-4-6番地6 日新ビル2階

電話（直通）03-5579-2682